

【ポータルメッセージ施行】

保 体 第 2 1 6 号
令和 3 年 8 月 1 9 日

県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」の実施に
伴う部活動の対応について（通知）

政府の決定により、本県において、令和3年8月20日から9月12日までを期間として「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」を実施すべき区域とされました。

また、最近の感染者数に占める若年層の割合の増加や、感染性などの高い可能性が指摘される変異株の拡散状況を踏まえ、夏季休業後の学校活動再開に向けて、更なる感染防止対策に徹底して取り組む必要があります。

つきましては、上記期間中における部活動につきましては、別添資料により御対応をお願いいたします。

保健体育安全課
学校保健給食班 服 部
学 校 体 育 班 一 條
☎022-211-3666・3667

まん延防止等重点措置の実施に伴う県立学校の部活動の対応について

宮城県教育委員会

宮城県において、令和3年8月20日から9月12日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域とされたこと、また、最近の感染者数に占める若年層の割合の増加や、感染性などの高い可能性が指摘される変異株の拡散状況を踏まえ、夏季休業後の学校活動再開に向けて、更なる感染防止対策に徹底して取り組む必要がある。

これを受け、県立学校の部活動については、次のとおりとする。

- (1) 「部活動での指導ガイドライン（平成30年3月発行宮城県教育委員会）」を踏まえた各校のガイドラインの内容を遵守するとともに、専門家の助言等（※）を踏まえた感染予防対策を徹底した上での活動とする。状況によっては、活動の規模縮小の対応も検討する。
- (2) 原則として校内での活動のみとし、他校との練習試合・交流試合等は自粛とする。
- (3) 大会等への参加については、高体連・高文連主催や、その他の公式の全国大会及びそれにつながる大会に限り可とする。

なお、クラスター事案の発生や県内の感染状況によっては、更に厳しい方針に変更する場合がある。

※ 部活動場面の感染予防対策 ～専門家からの主な助言～

- 体調不良時は活動に参加しない等、休むことのできる環境づくり
 - ・体調不良や症状がある生徒や教職員は参加しない・参加させない。
 - ・自己申告に加えた生徒同士や教職員による健康観察を行う。
- 体調不良者の発生を迅速に情報共有する体制づくり
 - ・客観的な身体症状等の健康チェックや体温計測等の確認をする。
 - ・活動開始前には、健康状態に問題がないことを相互で確認する。
- トレーニング室における感染予防の再徹底
 - ・換気の徹底 ・対人距離の確保 ・使用後は共用部分を消毒する。
 - ・できる限りマスクを着用し、会話を控える。
- 活動の前後の予防対策の徹底
 - ・着替え時や部活動の開始前と終了後も継続してマスクを着用する。
 - ・マスクの着用ができないときは距離を取り、会話を控える。
- 他校と練習試合を行う場合の留意点
 - ・参加校や参加生徒が含まれる地域及び近隣地域の流行状況を確認する。
 - ・感染リスクに注意するなど、危機管理体制を確立する。
 - ・感染拡大の恐れがある場合においては、活動を自粛する。